

# 鳥取市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、鳥取市以外の者による鳥取市下水道マンホール蓋のデザイン（以下「マンホールデザイン」という。）の使用について必要な事項を定め、広くマンホールデザインの利活用を促進し、本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高めることを目的とする。

## （鳥取市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する権限）

第2条 マンホールデザインの使用に関する一切の権限は、鳥取市に属する。

## （使用の承諾）

第3条 マンホールデザインを使用しようとする者は、あらかじめ鳥取市下水道等事業管理者（以下「管理者」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、鳥取市又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他別途管理者が承諾を要しないと認めた場合

## （使用の申込）

第4条 前条の承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、鳥取市下水道マンホール蓋デザインの使用承諾申込書（様式第1。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ管理者へ提出しなければならない。その申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画書等マンホールデザインの使用内容が分かるもの
- (2) その他管理者が必要と認める書類

## （使用の制限）

第5条 管理者は、マンホールデザインの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 市のイメージを損なうおそれのある場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が不相当と認める場合

(承諾等の通知)

第6条 管理者は、申込書が提出されたときは、その適否を決定し、鳥取市下水道マンホール蓋のデザインの使用承諾書(様式第2)により、申込者に通知するものとする。この場合において、管理者は、必要な条件を付することができる。

(使用の方法)

第7条 マンホールデザインは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用承諾の取消し等)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、マンホールデザインを使用する者(以下「使用者」という。)に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他管理者が適当でないと認めた場合

2 管理者は、使用者にマンホールデザインの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第9条 管理者は、マンホールデザインの使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。